



厚生労働省
静岡労働局

静岡労働基準監督署通信



2023年10月号（第7号）
発行／静岡労働基準監督署

〒420-0858
静岡市葵区伝馬町24-2
相川伝馬町ビル2階・3階
TEL 054-252-8165

過労死等防止対策推進シンポジウムについて

静岡会場

2023年
11月7日（火）
13:30～16:00
（受付13:00～）

プログラム

- 〔静岡労働局からの報告〕
- 〔発表・過労死遺族の声〕
静岡過労死を考える家族の会

参加無料
事前申込

- 〔基調講演〕
「職場のメンタルヘルス対策
早めの気づきと早めの対処を超えて」
天笠 崇氏（静岡社会健康医学大学院大学 准教授）

天笠 崇氏

静岡社会健康医学大学院大学 准教授



代々木病院精神科医、代々木病院EAPケアシステムズ顧問、
働くもののいのちと健康を守る東京センター理事長、
北里大学医学部大学院環境医科学群労働衛生学非常勤講師、
（一社）SST普及協会事務局長
【専門領域】
社会健康医学、精神保健学、労働精神医学、精神医学、京都大学
（社会健康医学博士）、認定産業医・労働衛生コンサルタント、
精神保健指定医、日本精神神経学会専門医・指導医、（一社）
SST普及協会認定講師

会場のご案内

静岡市民文化会館 大会議室

（静岡市葵区駿府町2番90号）

- ・静岡駅から徒歩20分または静岡駅1～3番乗場からバス10分
「市民文化会館入口」下車徒歩1分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。 ※Webからチラシ（裏面 FAX申込用紙）が読込可
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお申し込みください。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



主催：厚生労働省 後援：静岡県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会
過労死弁護団全国連絡会議、静岡県過労死・労働弁護団

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

過重労働解消キャンペーンについて

11月

「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時～17時

なくしましょう

長い残業



過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン 🔍検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

0120-811-610

月～金 17:00～22:00

土・日・祝日 9:00～21:00

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、
次の取組を実施します



01

労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する
周知・啓発等について、協力要請を行います。

02

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた
積極的な取組事例を収集・紹介します。

03

過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

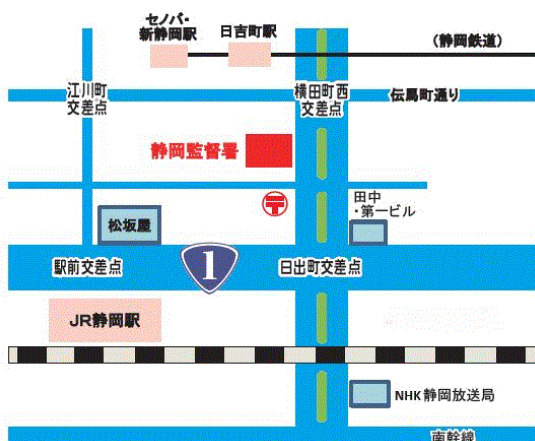
大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を
生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR 静岡駅より徒歩約 10 分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約 5 分
- 申し訳ありませんが、駐車場がございません。
公共交通機関をご利用ください。

編集後記

来月は2024年問題の直前となる過労死等防
止啓発月間です。

労働時間について見直してみましよう。